

令和 7 年度第 18 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 7 年 1 月 23 日

担当部・課：市民生活部市民課〔内線 2312〕

**① 件名**

住民票の写しの交付に係る手数料の改定について

**② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）****【背景】**

本市の住民基本台帳システムは、令和 7 年 9 月、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に規定された標準化基準に準拠するシステム（以下「標準準拠システム」という。）に移行し、稼働を開始している。

標準準拠システム移行前のシステムでは、住民票の写しの発行形式は、1 枚につき世帯員 1 人分の情報を記載する「個人票」となっており、例えば、世帯員が 4 人の世帯であれば、個人票が 4 枚発行されていた。

標準準拠システムの移行に伴い、安定稼働と円滑な事務移行を優先し、住民票の写しの発行形式について従来の「個人票」で継続してきたものの、標準準拠システムでは、新たに 1 枚につき最大 4 人分の情報を記載でき、使用する用紙の枚数を減らす効果がある「連記式」の選択も可能となっていたことから、標準準拠システムを使用した住民基本台帳事務が円滑に推移していることを踏まえ、住民票の写しの発行形式を「連記式」に改めることとした。

**【目的】**

住民票の写しの発行形式を「連記式」に改めることに伴い、住民票の写しの交付に係る手数料を改定するもの。

**③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性****【根拠法令】**

石巻市手数料条例（平成 17 年条例第 65 号）

〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕

**④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）**

令和 7 年 7 月 住民基本台帳システムの標準化稼働に向け、県内 14 市へ住民票の写しの様式及び交付手数料に係る調査実施  
 9 月 住民基本台帳システムの標準化稼働  
 10 月 住民票の写しの様式及び交付手数料に係る再調査実施（様式未定の自治体が 14 市中 9 市と多かったことから再調査）  
 11 月 住民票の写しの交付に係る手数料の金額設定について検討

**⑤ 主な内容**

住民票の写しの交付に係る手数料について、窓口交付時に設けていた、5 人以上の場合は 1 人増すごとに 100 円加算する旨の規定を削除し、一律 300 円に改定する。

**⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）****【影響・効果】**

住民票の写しの交付に係る手数料について、交付方法や世帯人数に関わらず一律 300 円とすることによって、サービスの公平性が図られる。

**【市財政への負担】**

手数料の収入の減少が見込まれる。ただし、窓口交付時に使用する改ざん防止用紙に係る支出の削減が見込まれるため、市財政への影響はない。

<参考>

歳 入	R 8 見込み			
	通数	改定後	改定前	差額
手数料 (住民票)	38,469 通	11,418,800 円	11,540,700 円	△121,900 円

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

窓口交付時の住民票の写しの手数料

- ・仙台市・塩竈市・気仙沼市・名取市・角田市・岩沼市・登米市・栗原市・東松島市：  
一律 300 円
- ・多賀城市：一律 200 円（令和 8 年 4 月から一律 300 円に変更予定）
- ・白石市：同一世帯 4 人まで 300 円、5 人から 8 人まで 400 円、9 人以上 500 円

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和 8 年 2 月 市議会第 1 回定例会に石巻市手数料条例の一部改正について提案

(施行予定年月日：令和 8 年 4 月 1 日)

3 月 市ホームページ、LINE 等の SNS を活用し広報するほか、窓口でチラシを配布し周知

⑨ その他

市内 5 人以上の世帯数（令和 7 年 10 月末現在）

全世帯数 62, 449 世帯のうち 3, 202 世帯